

第10章

介護保険事業の充実に 向けた取り組み

第10章 介護保険事業の充実に向けた取り組み

1. サービス利用者への取り組み

(1) 広報・啓発活動

介護保険サービスの適切な利用や円滑な提供が行われるためには、利用者やその家族に介護保険制度の内容・利用の方法などが十分に理解されることが必要です。

このため、本広域連合のホームページや広報誌「やまびこ」による広報を実施するほか、制度利用に関するパンフレットを作成し、必要に応じて制度の広報に努めます。

また、本計画策定後には住民説明会を開催し、本計画についての周知と理解を図ります。

(2) 相談窓口・苦情処理体制の充実

介護保険サービスを円滑に提供していくために、構成町村の介護保険担当課及び地域包括支援センターと連携を図りながら、相談体制の充実を図っていきます。

また、介護相談員を介護サービス事業者に派遣し、利用者の疑問や不満の解消を図りながら、事業者と利用者との橋渡しを行い、介護サービスの質の向上を図ります。

介護保険制度においては、要介護認定等の行政処分不服がある場合は県が設置する介護保険審査会が、介護保険サービスの提供に関する苦情については鳥取県国民健康保険団体連合会がそれぞれ処理窓口となっていますので、これらの機関との連携も図りながら介護保険事業の円滑な実施に努めます。

(3) 低所得者等への負担軽減

本広域連合では、介護保険制度発足時から、災害等により生活困窮にある人を対象とした保険料の減免制度を実施し、第4期計画からは、昨今の経済情勢の悪化により主たる生計者の所得が著しく減少した場合の緊急措置としての独自減免制度も実施しています。

また、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設のサービスを利用する低所得者に対して利用者負担の軽減を行っている社会福祉法人に対しての財政支援を行っています。

今後の社会情勢の変化によって新たに低所得者等が発生した場合にも、速やかに軽減対策を検討していきます。

2. 介護サービス事業者への取り組み

(1) 事業者の指定・指導監査

本広域連合では、保険者機能を強化し、介護サービスの質の向上を図るために、全国に先がけ県から権限の委譲を受け、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定、指導・監査等の事務を行っています。

今後も、県との連携を図りながら介護サービス事業者の指導監査体制の充実を図り、適切なサービスが提供されるよう努めます。

さらに、平成18年4月からは地域密着型サービスについて、保険者に指定・指導監督の権限が与えられたことから、南部箕蚊屋広域連合介護保険運営協議会で質の確保や運営

評価等の必要事項を協議しながら地域密着型サービスの適正な運営を確保します。

(2) ケアマネジメントの質の向上

介護支援専門員は介護サービスのマネジメントという重要な役割を担う専門職であり、利用者の自立支援と日常生活の質の向上を実現するために、利用者個々のニーズや課題に対応した適切なケアプランを作成することが求められており、その資質の向上が重要な課題となっています。

このため、本広域連合管内の介護支援専門員を対象とした研修会を定期的を開催し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

(3) 新たなサービスへの参入支援

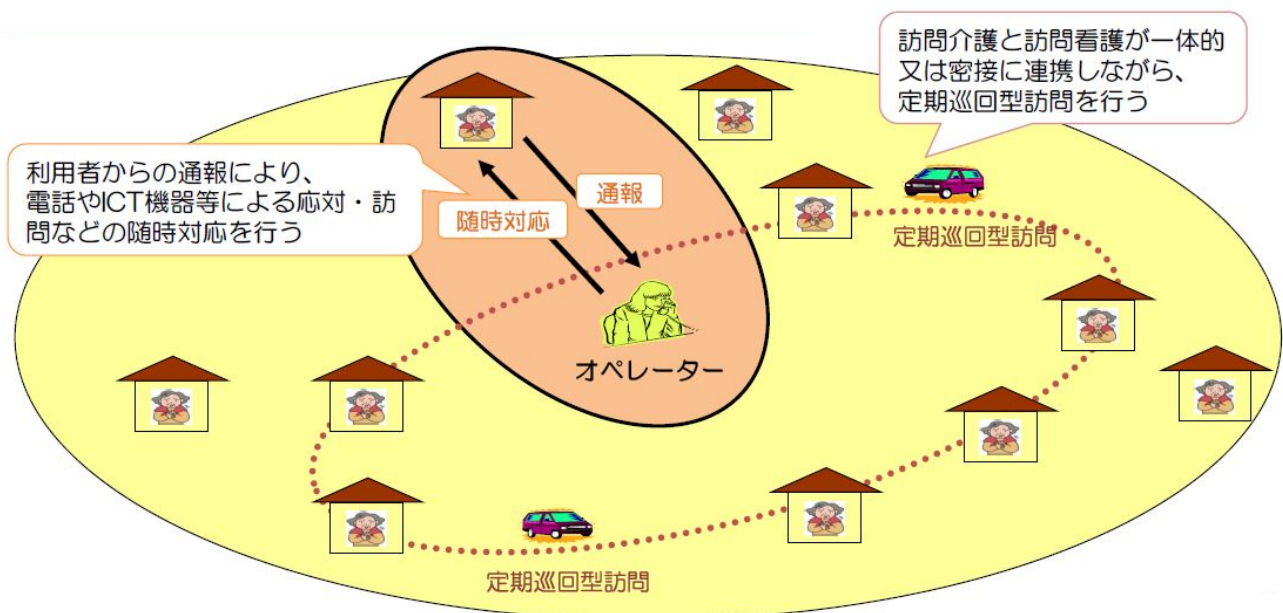
このたびの介護保険法改正により、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や複合型サービスが創設されました。

このサービスは365日、24時間の介護の安心を提供し、利用者本人だけでなく、その家族を含めた高齢者の在宅での生活継続を支援するために有効なサービスであると期待されますが、事業運営の面からみると、事業としての採算性、夜間・深夜帯の人材の確保、一定数の利用者数の確保、夜間や深夜に訪問しやすい環境の整備など、多くの課題があります。

今後、国の動向や事業者の意向を踏まえつつ、事業者が参入しやすい環境の整備や事業展開への支援を行います。

また、地域包括支援センターを中心に、利用者と介護サービス事業者の調整や支援を行います。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のイメージ



3. 介護給付の適正化

(1) 要介護認定の適正化

認定調査は、新規・区分変更調査及び施設入所者の更新認定調査については、構成町村の職員により直接調査を実施しています。今後も、できるだけ現状を維持しながら、直接調査の実施率の向上に努めます。

居宅介護支援事業所に委託している認定調査については、構成町村の職員による点検を実施しています。引き続き、書面上の記載漏れ等の点検及び調査員への聴き取りを行うほか、状況に応じて訪問調査を実施します。

また、認定調査員の資質の向上を図るため、各種研修に参加させ、必要に応じて伝達研修を行います。

(2) ケアマネジメントの適正化

利用者の自立支援を目的として、適正かつ効果的なケアが行われるためには、アセスメントによる的確なニーズの把握、明確な目標設定、適切なケアプランの作成といったケアマネジメントの基本的な手順が確実に行われる必要があります。

このため、居宅サービス利用のある更新申請者に関して、居宅介護支援事業者にケアプランの提出を依頼し、事務センターでケアプラン点検支援マニュアルに基づいて点検を行って、介護支援専門員の指導にあたっています。

引き続きケアプラン点検を実施し、適切なケアプラン作成の指導と給付の適正化に努めます。

(3) 介護報酬請求の適正化

① 住宅改修等の点検

住宅改修費については、事前申請時の書類検査により、住宅改修が必要な理由・工事見積書・平面図・改修予定箇所の写真などにより内容を確認し、完成時には現地確認を行い施工状況の点検を行います。

福祉用具の購入や軽度者への福祉用具の貸与については、福祉用具の必要性などについて書面により確認を行います。

② 給付実績の医療情報との突合・縦覧点検

給付実績の医療情報との突合及び縦覧点検については、引き続き国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システム及び介護給付適正化支援システムを活用して毎月点検を実施し、疑義の生じるものについては事業者へ照会を行い、介護給付が適正に支給されているかの確認を行います。

③ 介護給付費通知の送付

利用者に介護サービスの利用状況や介護サービス事業者の請求状況をお知らせすることにより、介護保険から給付されている金額を利用者に再認識してもらうことや、通知を行うことが介護サービス事業者へのけん制となることから、介護給付費のお知らせを送付します。

この事業は、費用対効果が見えにくいという点もありますが、今後も、引き続き実施します。

4. 地域密着型サービスの基盤整備

認知症高齢者の増加や高齢者のみの世帯が増加しているなか、第4期計画期間に施設整備を行わなかったため、施設入所待機者の解消が図られませんでした。現在も在宅等での待機者があることから、本計画期間において次のとおり施設整備を行います。

施設の整備計画数については、現在の介護老人福祉施設の待機者のうち、在宅での待機者が解消できる程度の量としました。

整備圏域については、現在の施設の整備状況を勘案し、同種の施設が無い圏域に整備を行うこととしました。

■ 地域密着型サービスの整備予定

事業の種別	整備計画数	整備圏域	開設年度
認知症対応型共同生活介護	1ヶ所 2ユニット 定員18人	南部町圏域	平成24年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1ヶ所 定員29人	日吉津村圏域	平成25年度